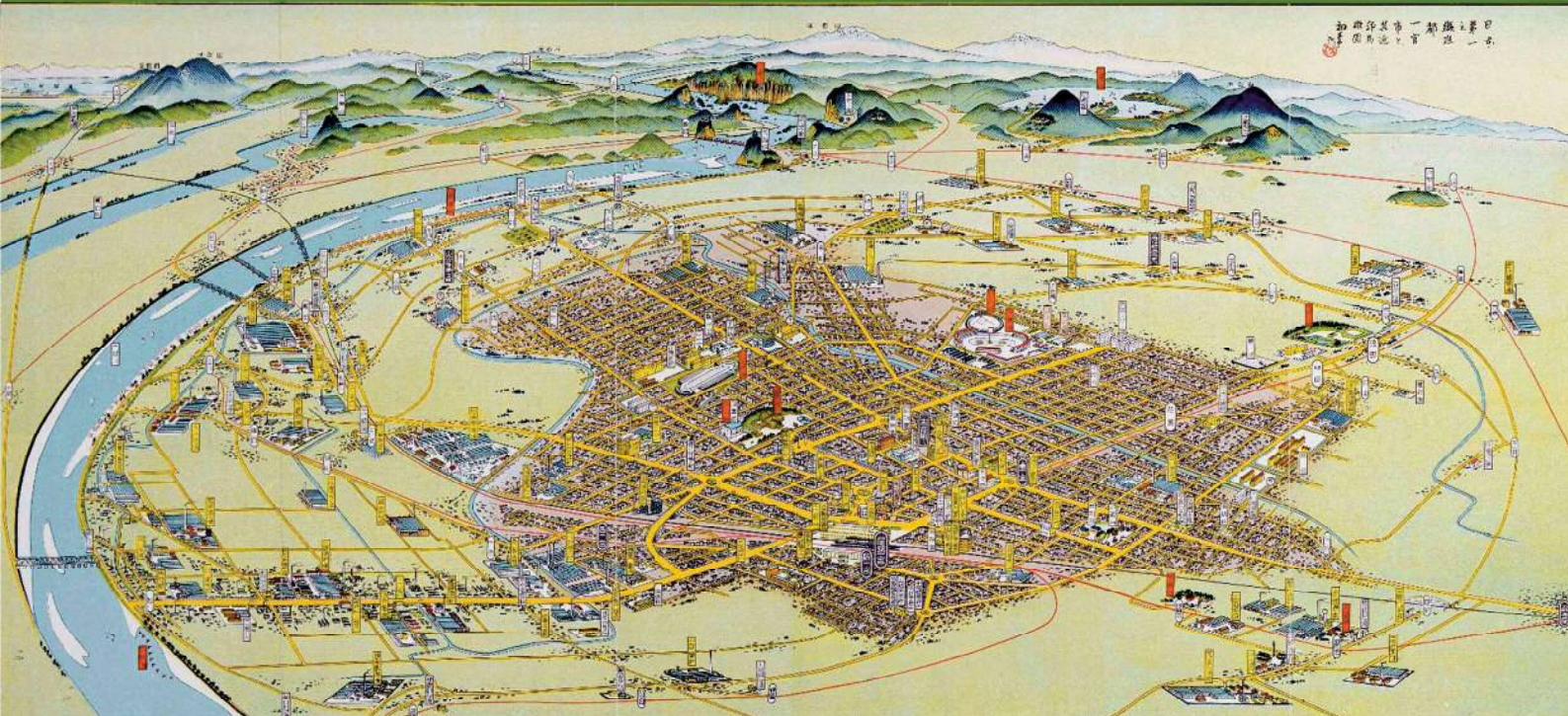




吉田初三郎画 昭和9年鳥瞰図



吉田初三郎画 昭和27年鳥瞰図



平成27年撮影 航空写真

一宮市景観計画

令和3年4月

一宮市

Ichinomiya City Landscape Plan



はじめに

本市は、濃尾平野中央部の平坦な地形に位置し、市北東部から南西部にかけ、約 18 キロメートルにわたって接する木曽川が育んだ豊かな自然や、尾張の国「一の宮」である真清田神社、織維産業の歴史的な景観であるのこぎり屋根の工場などこれまで蓄積された歴史・文化に係る良好な景観資源を有しております。

本市は、平成 20 年に景観行政団体となり、翌年「一宮市景観基本計画」を策定し、今日まで良好な景観の保全と形成に努めてまいりました。このような中、令和 3 年 4 月に中核市へ移行し、新たな権限移譲を受け、景観法に基づく「一宮市景観計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念である「木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち一宮」を実現するためには、市民や事業者の皆さまとの協働が欠かせません。未来へ引き継ぐ景観の保全や、新たに生みだされる景観の形成に取り組み、愛着や誇り、懐かしさが実感できる魅力的なまちづくりの推進に努めてまいります。

最後となりましたが、この計画の策定にあたってご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、熱心なご審議をいただきました審議会の委員の皆さんに、心から感謝申し上げます。

令和 3 年 4 月
一宮市長 中野 正康



目 次

序章 はじめに	2
1 景観とは	2
2 景観計画の概要	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	4
第1章 一宮市の景観特性	6
1 一宮市の成り立ち	6
2 一宮市の地勢・土地利用	6
3 一宮市の景観特性	8
4 一宮市のランドマーク	10
5 景観形成上の課題	12
6 景観計画策定の視点	13
第2章 景観計画区域と方針	16
1 景観計画区域 【景観法第8条第2項第1号関係】	16
2 基本理念	17
3 景観形成の基本方針 【景観法第8条第3項関係】	18
4 ゾーン別景観形成の方針	19
(1) 軸の方針	20
(2) ゾーンの方針	22
第3章 行為の制限に関する事項 【景観法第8条第2項第2号関係】	30
1 概要	30
2 届出対象行為	31
3 景観形成基準	33
第4章 景観重点地区に関する事項	42
1 概要	42
2 候補地区	42
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項 【景観法第8条第2項第3号関係】	46
1 景観重要建造物の指定の方針	46
2 景観重要樹木の指定の方針	47
3 景観重要建造物・景観重要樹木の指定までの流れ	48

第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項	<small>【景観法第8条第2項第4号イ関係】</small>	50
1 基本的な考え方		50
2 屋外広告物の行為の制限に関する事項		50
第7章 景観重要公共施設に関する事項	<small>【景観法第8条第2項第4号ロ関係】</small>	52
1 指定の方針		52
2 指定基準		52
第8章 景観形成の推進に関する事項		54
1 景観形成の推進に向けて		54
(1) 行政による取り組み		54
(2) 市民と事業者と協働で行う取り組み		55
2 地域における取り組み		56
3 景観形成の施策管理について		56
巻末資料 市政アンケート結果		57

